

令和8年8月12日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

神奈川運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年8月12日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社ピースジャパン（法人番号：9010001163209） 代表者 清水 宜人
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県相模原市南区下溝2097-3 (神奈川営業所) 神奈川県相模原市南区下溝2097-3
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
(6) 違反行為の概要	令和8年5月26日及び令和8年5月27日、定期的な監査を実施。4件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)点呼状況の録音記録義務違反(運輸規則第24条第6項)、(3)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(4)定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和8年8月12日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

神奈川県運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年8月12日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社バス窓. c o m (法人番号：8021001018278) 代表者 徳久 浩
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県相模原市緑区橋本台3-18-35 (横浜営業所) 神奈川県横浜市旭区上川井町308-5
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項
(6) 違反行為の概要	令和8年6月12日、定期的な監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(2)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)運行指示書による指示等義務違反(運輸規則第28条の2第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)